

令和3年度 第3回静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 会議録

日 時	令和4年1月25日(火)午後1時30分から午後2時30分まで
場 所	県庁本館4階議会403会議室
出席者 職・氏名	<p>委 員(敬称略、五十音順) 小杉山晃一、近藤多美子、名倉光子(3名)</p> <p>特別委員(敬称略、五十音順) 石原敬史、勝又立雄、金澤俊二郎、小泉透、澤井謙二、林正道(代理:今井清隆)(6名)</p> <p>事務局(県側出席者) 高松自然保護課長、深野鳥獣捕獲管理室長、辰巳課長代理 野生生物保護班 市川班長、綿野主査、萩原主任、小松主任 鳥獣捕獲管理班 大橋班長、渡辺主査(9名)</p> <p>助言者(県関係各課) 文化財課 宗野主事、感染症対策課 森専門主査、衛生課 吉田主査、農業戦略課 吉崎主査、地域農業課 吉坂班長、畜産振興課 和久田班長、農地保全課 小長井主任、林業振興課 栗原技師、森林整備課 猿田主任、森林・林業研究センター 水井上席研究員</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定 2 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(第5期)の作成 3 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)(第6期)の作成 4 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(第4期)の作成
配布資料	<p>令和3年度(第3回)静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 次第 静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会出席者名簿 環境審議会、前回部会委員意見対応 鳥獣保護センター機能のあり方の報告 県民意見対応</p>

1 会議成立報告等

委員、特別委員計 12 人中 9 人の出席を確認。司会から、「委員及び特別委員の過半数の出席が得られていることから、静岡県環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、今回の部会が成立している」旨の報告があった。

2 事務局より説明

事務局より環境審議会、前回部会委員意見対応、鳥獣保護センター機能のあり方の報告、県民意見対応について資料に基づき説明を行った。

3 議事

議案 1 第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定

議案 2 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第 5 期）の作成

議案 3 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第 6 期）の作成

議案 4 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第 4 期）の作成

(1) 議案 1 関係〈第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定〉

（委員）

このパブリックコメントの結果を見て、なんだろうなと思うぐらい、本当に何も意見がないということなんですけれども、私が御殿場市で務めている環境市民懇話会等のパブリックコメントでもあまり意見がないんです。質問なんですけれども、12 月 21 日から 1 月 18 日でこの年末年始のこの期間にパブリックコメントを募集するのが、何か法律的に決められているのか、そしてそれが適切なのかということ。何か例えば、バードウィークとか、そういう市民の皆さんが関心を持つような時に実施するとか、あるいは、もしこの期間にやるんだったらば、県民への周知をした上で、パブリックコメントを求める、と。周知はどこかにしていると思うんですけれども。私はそんなに周知されているのを見た覚えがないもんですから、この年末年始にやる意味ですね、法的にも決まっているのか、もう少し啓発をしたらどうかという意見です。

（部会長）

事務局の方どうでしょうか。

多分、県の他の計画についてのパブコメに関する回答数みたいなものとの比較をしてどうなのかみたいな部分を。出てくるかと思うんですが。時期がここだとやはり意見が少ないのか、案件によって少ない時と多い時があるのかとか、そういう比較もしていただければいいのかと思うんですけれど。

（事務局）

パブリックコメントにつきましては、この計画は、他の分野別計画と合わせて実施いたしました。

パブリックコメントにあたりましては記者提供を行ったうえで、県のホームページにも掲載し、自然保護課のホームページでも、トピックスの欄に掲載し、「計画についてパブリックコメントを募集しています」ということで、幅広く御意見の募集をしておりました。

年末年始のこの時期にというのは、環境審議会等のスケジュールもありますので、それに一番適切な時期で実施いたしました。

パブリックコメントの結果、意見はありませんでしたが、委員の皆様からいただいた御意見や、実は昨年度末に市町、関係団体等に直接照会し、御意見をたくさんいただいておりまして、その結果と、今年度この計画案をお示しする前の段階でもう1回市町、関係団体等に直接照会し、その結果を反映した上でこの計画案を作成しております。

市町、関係団体等の御意見につきましては、この計画案の中に反映した上で、この案を示させていただいておりますので、パブリックコメントの結果、意見がなかったのかなというようにも事務局としては考えております。

以上でございます。

(部会長)

1件少し気になっている部分があるんですが、鳥獣保護センターの説明に当たりまして、平成27年度と28年度の間で、傷病野生鳥獣の収容件数が、がたっと下がっている理由等、御説明いただければと思います。

(事務局)

国の基本指針に基づいて、この鳥獣保護管理事業計画は作成しております。

それで、国の指針の書き方も大分変わってきておりまして、平成23年の国の基本指針では、傷病鳥獣救護の基本的な対応について、「鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める」と記載されていましたが、平成28年の国の基本指針からは、鳥獣保護センターという文言がなくなって、傷病鳥獣救護への対応について、「特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る」と記載され、外来種ですとか、鳥獣の管理を行っているシカやイノシシとかそういったものにつきましても救護を優先するものから外すというようなことで、国の指針も変わってきておりまして、それに基づいて県の方でも今までシカでも何でも、全部救護をしておりましたが、今はこちらの方で希少種など収容すべき種を選定し、救護をしている状況でございますので、かなり件数的には少なくなっているのが実態です。

(部会長)

はいありがとうございます。

以前の審議会の意見等を見ると、センターを設置するような議論がなされたようなことが書かれているんですが、そういうことから、センターを設置するのではなくて、従来通り浜松、静岡の市立動物園あたりで、十分対応できるというふうに変わってきたと考えていいということですね。はい。

(委員)

私も鳥獣保護管理員をやっているんですけども、今、公立の動物園で鳥獣保護センターの代わりができていないかということなんですけれども、昨年、足が折れて羽

ばたけないチョウゲンボウを保護して、2週間ぐらい経って、これはもう駄目だと思ったものですから、東部農林に電話したところ、「日本平動物園で受け入れをしていない」と言われまして、それで鳥インフルエンザとか豚熱とかいろいろなものが影響していると思うんですけど、尚更のことそういう状況が逼迫しているならば、何かそれに機能する代替案っていうんですかね。やはり、本当に、そのまま死んでしまいますよと言ったんですけどね。何か鳥獣保護センターとして機能するもの、それで私はそういうふうに入れが今できない状態になっていますと聞いたんですけど、それがまだ続いているのかどうか、そんなことを教えてもらえたらありがたいです。ぜひ早目にセンターを作ってください。

(事務局)

昨年、鳥インフルエンザが近隣県で発生したものですから、動物園の方から受け入れを停止したいという協議がございまして、浜松と静岡の動物園で、一時期受け入れを停止しておりましたが、昨年の4月1日から再開しております。

今後鳥インフルエンザが近隣県で発生した場合には、また同じような状況になる可能性もありますが、現在は受け入れをしております。

(委員)

チョウゲンボウは間違えでした。アオゲラでした。アオゲラの受け入れが駄目だったんです。チョウゲンボウは受け入れてくれたんです。そうしたらそれを見つけたお宅の方が、そうやって動物園まで送ってちゃんと最後まで見てくれるんですねって言って、感謝しました。以前オオタカも日本平動物園に引き取ってもらいました。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

鳥獣保護センターを作るべきであるという御意見に対しての回答をさせていただきます。先ほどの説明と重なる部分がございますけれども、これまでの事業計画では、このセンターの設置に向けて、最大限努力し、その機能、施設・整備・運営体制等の原案を作成するという記載になっておりました。

先ほどの説明の通り、傷病鳥獣の受入れについては、収容件数自体が減少しているという現状、一方でセンターを作るべきという御意見もございますので、引き続き、この機能のあり方について、今後検討していくという表現に改めさせていただきたいという趣旨でございます。以上でございます。

(部会長)

今回の第13次計画の中にも、継続的に検討するという文言が入っていますので、またその部会等で必要に応じて議論していければと思います。

それ以外に、この第13次鳥獣保護管理事業計画につきまして、まだ十分な回答をいただいていないとか、変更点について気になるところがあるとか、そういうことがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

ここで特に追加が無ければ、環境審議会への報告ということで、次のステップに進むこ

とになります。よろしいでしょうか。

(全員賛成)

それでは大きな変更点等無いようですので、この議案につきましては、諮問された内容で妥当であるということで、環境審議会の方に挙げさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(2) 議案2 関係< 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(第5期)の作成>

(3) 議案3 関係< 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)(第6期)の作成>

(4) 議案4 関係< 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(第4期)の作成>

(委員)

最近うちの方では、大分イノシシが減ったというのと、他にやはり病気による死亡が確認されることが非常に多くなりました。

熱を発生するので、ほとんど川辺で死んでいる。そういうような状況も報告をされてまして、明らかにそういう病気で死んでいるイノシシですけれども、処分に対して、どういう対処をされているのか。

それから、それによってその家畜への伝染なんかも非常に心配されていますけれども、その家畜に伝染する可能性があるような行為というのはどういうことなのかというのは、私にはちょっとわからないものですから、豚熱で死んでいるイノシシは、どういった処理をしなければならないとか、そういう対策というのは、きちんと末端まで知らされているのかどうかというのがちょっと気になります。

それから、放置しておいて自然にイノシシが減ればそれでいいんじゃないかという見解なのか、そこら辺のところをですね、基本的には伝染病ですので、どういう対策をとられているのかということをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

(部会長)

ちょっとこの議論とは少し違う部局の議論かもしれませんが。

(助言者)

すいません私家畜伝染病が担当でして、イノシシの処分のところはちょっと担当が違うものですから詳細は私の方からは差し控えたいと思うんですけれども、家畜への伝搬につきましては、国の方で発生するたびに疫学調査というものが行われているのですが、正確な感染経路というのは、未だわかっておりません。ただ、農水省のホームページにもあるのですが、山へ入られる方、林業であったりキャンプであったり、あるいは登山であって、そういった方につきましては、山から降りてこられる時に、靴の裏についている泥を落とさせていただく、或いは、そのまま家畜が飼養されているところには近づかないようにしていただく、そういったことをお願いしたいということで、ホームページ等で注意喚起をさせていただいております。

(委員)

住民にたくさんキャンパーもいらっしゃいますし、キャンプ場を経営している方もいらっしゃるんですけども、上がってくる記事の中にそんなもの聞いたこともないし見たこともないというのが実情で、それがどれくらいの人たちに、きちんと伝わっているのかなというのをちょっと心配しています。

資料のイノシシの中の一番最後の部分に、検査の実績はここで書いてありますし、それから経口ワクチンを散布するというのも書いてありますので、そういうことをきちんと実施しているというのと、それからそういうことを、ちゃんと気をつけてくださいということを、きちんと大勢の方にわかっていただく。キャンプが非常にはやっています、豚熱も出ているのにキャンプもはやっている、そういうことをきちんとしてもらわないとやっぱり家畜の人たちが、気になるところではある。では実際知っているのかなと思うんですが、豚を飼っているお宅の人最近キャンプに凝っていて、しょっちゅう山に行っちゃるんですね。ですから、そういうことを彼は知っているのかなって、今度改めて聞いてみたいと思うんですけども、豚を飼っているお宅の人知らないようでは、話にならないなんていうのは、聞いてびっくりしました。土からも伝染する可能性があるということなんですよ。

(助言者)

土ということではなく、正確には、土の中に糞などが混じっていて、そこから伝染するということです。

(部会長)

家畜の感染症に関わることで、特定鳥獣管理計画と少し違った部分で御検討いただかなければいけないことかなと思いますので、ぜひ部局を越えて、そういう感染症対策みたいな部分で山歩きする人にも注意喚起するような、そういう仕組みを探していただければと思います。

他に、今回の特定鳥獣管理計画について、御意見があればと思いますが、カモシカ、イノシシについては、変更点もそれほど多くなく、細やかな対応をしていただけるという形だと思いますが、ニホンジカに関しましては、例えば個体数の推定方法を変えたとか、それから、上位目的を生態系という言葉を使って表現するとか、かなり大きな変更もございましたけれども、それも含めて御意見いただければと思います。

(部会長)

個人的にちょっと気になったのが、前回、委員からお話があった、富士川以西の広い範囲の取り扱いが、少し曖昧だということか、もっと細かく区分けするようなことが将来出てくるのかなという、その辺が少し今気になっているところではあるんですが、その辺は当日御回答いただいた通りということによろしいですかね。

必要に応じて対応を変えていくことが今後出てくるだろうと。そういう御回答をいただいていると思います。

もし他に無いようであれば、これがこの件についての最後の部会ということになりますけれども、特に無ければ、諮問された内容で妥当であるということで、環境審議会の方に

送りたいと思いますがいかがでしょうか。

(全員賛成)

(部会長)

はい。御異議が無いということで、これで部会の結論にしたいと思います。

4 自然保護課長挨拶

5 閉会

司会から、鳥獣保護管理部会としてまとめていただいた内容を、環境審議会へ報告する作業を進めることを説明し、閉会した。